

町税滞納ストップ！

町税は、町民皆様への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。この税金を納期内に納められない方が増加しています。滞納があると町の財政運営に影響し、行政サービスの実施に支障をきたすこととなります。皆様のご理解とご協力のもと、納期限内の納付をお願いします。

そこで、次の表1を見てください。

これは、昨年度の上ノ国町の徴収率をまとめたものです。町道民税・国民健康保険税ともに檜山管内の平均を大きく下回り、徴収率の低さが目で見えて伝わってくると思います。



表1 平成21年度課税分に係る徴収率

	個人町民税	国保税
上ノ国町	93.4%	89.2%
檜山管内平均	97.1%	93.0%
全道平均	96.9%	92.2%

※国保税は、税団体の平均です。

税の公平性

納期限内に税を納付された人と納付されなかった人の不公平をなくし、税の公平性を保つために、町では法律に基づき滞納処分を行います。

自主納付

納税とは、納期限までに自主的に納付していただくものです。町税を滞納すると納税の催促のため費用がかかり、納付していただいた町税を有効活用できません。

滞納処分

文書や電話、訪問による催促にもかかわらず相談や納付がないときは、法律に基づき大切な財産を差し押さえし、滞納町税にあてます。

滞納はやめましょう！納税者の皆様へ！

町税は、わたしたちが健康で安全、豊かな生活をおくるために、負担しなければならぬものです。

しかし、中には納税が滞り、督促状や催告書、あるいは個別訪問などで納税をお願いしても、なかなか納入していただかず、滞納額がどんどん増えていくケースがあります。

このような状態が続いてしまうと、きちんと納税されている人たちの税負担の「公平性」を確保できなくなります。

上ノ国町は、「公平性」を確保するため徹底した財産調査と滞納処分を専門に行う「渡島・檜山地方税滞納整理機構」に加入しております。納税しなかったり、約束を守らず滞納が続いたり、納税相談されないなど、誠意がなく悪質とみなされた場合は、同機構へ移管されますのでご注意ください。



表2 9月末現在納期到来分に係る徴収率（平成22年度課税分）

町道民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
46.07%	65.13%	88.54%	32.42%

